

加古川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画パブリックコメント一覧表

No	ページ	該当項目	ご意見等の内容	市の考え方 (文中のページ番号は修正後のページ)	修正区分
1	3	第1章	(細かいようですが)介護保険法では、医療・介護総合確保促進計画とは「整合性の確保」、地域福祉計画、高齢者居住安定確保計画とは「調和」という用語が使用されています。また、時節柄、地域防災計画及び新型インフルエンザ等対策行動計画との「調和」についても記載すべき。	ご指摘の計画のほか関連する計画と整合・調和を図りながら進めてまいります、記載は案のとおりとします。	無
2	5	第1章	①策定委員会への諮問から説き起こすべき ②国の基本方針→基本指針	①P5「計画の策定体制と策定経過」の図を修正します。 ②「基本方針」は「基本指針」に修正します。	有
3	6	第1章	①一般高齢者アンケートの対象者は「65歳以上で要介護認定を受けていない者」で足りるのではないのか(要介護認定と要支援認定は異なる概念である) ②高齢者・介護者アンケートの対象者は「在宅の」を追記すべき、また調査の種類名についても、「要介護等高齢者とその介護者アンケート」とするほうがわかりやすいのではないのか。	ご指摘の趣旨は理解できますが、「調査の対象者」の表記はアンケート調査実施時の表現に統一させていただきます。	無
4	6	第1章	このアンケートは要介護等高齢者から及びその介護者からと、属性の異なる対象者からの回答であるので、それぞれの母数(要介護等高齢者:1,250人、介護者:1,047人)と明記する必要があるのではないのか。	ご意見を踏まえ修正します。	有
5	6~	第1章	今期計画は、2025年・2040年を見据えた中長期的な視点で策定するよう国の指針でも定められているが、そのためにも(今期計画には間に合わないとしても)次期計画策定の際、2040年には第1号被保険者となっている現在40代以上の市民にもアンケートを実施することとすればどうか。	次期計画策定時に必要性を判断します。	無

No	ページ	該当項目	ご意見等の内容	市の考え方 (文中のページ番号は修正後のページ)	修正区分
6	6～	第1章	第1回策定委員会にアンケート結果の分析(速報版)が提出されているが、今後政策の立案や施策の推進のため、性別×年代別等様々な角度から分析されることを望みます。また、その結果をホームページで公表されたい。	アンケート結果は本市における貴重なデータであるため、今後の施策を推進する上で有効に活用します。	無
7	8	第2章	今期計画から、日常生活圏域を12とするのであれば、高齢者人口等の揭示もすべて日常生活圏域ごとに行う方が平仄が図れるのではないか。	当該ページでは本市の住民基本台帳に基づく一般的な統計データを示すこととしており、市民の方にとってわかりやすい町別での表記とします。	無
8	10	第2章	「高齢者人口及び高齢者世帯数の推移」の表の注として、「調査対象者は70歳以上」とあるが、この推移表でいう高齢者世帯とは70歳以上の世帯を指すのか。であるならば、国の世帯統計等と定義が異なってくるので、その旨注記すべき。	わかりやすい表記に修正します。	有
9	16	第2章	①～⑧のいずれにも参加していない高齢者の割合も把握すべきではないのか。	いずれにも参加していない高齢者の割合は約22%となっています。 本文に記載を追加します。	有
10	17	第2章	活動への参加意向にかかるグラフについて、「既に参加している」は最左端に持ってくる方が比較しやすいと思う。	ご指摘のとおり修正します。	有
11	24	第2章	各々の見出しとグラフの凡例との連関がわかりにくい。例えば、運動器の機能低下についてみると、当該「機能低下を測る指標が何点あって、そのうち低下している機能の数を点数化すると、下のグラフになる」といった説明が必要(⑤IADLも同様)。また、②外出頻度、③口腔機能の低下についても、「該当」の定義を加筆すべき。	わかりやすい内容となるよう修正します。	有
12	25	第2章	結果が正規分布しているとは想定できないので、平均値のみでなく、中央値や分布状況にも意を払うべきではないのか。	ご指摘のとおり修正します。	有

No	ページ	該当項目	ご意見等の内容	市の考え方 (文中のページ番号は修正後のページ)	修正区分
13	28	第2章	<p>①かこリンクの認知度が低い要因として、「市民にはまだ1割未満にしか知られておらず、直接に利用する機会が少ないためと考えられます。」と分析しているが、市のホームページでのヒット件数は12件、しかもそのすべてが今回の計画策定にかかるアンケートにかかるものであり、「かこリンク」を説明しているところはどこにもない。認知度が低い要因の一つに市のPR不足があるのではないのか。</p> <p>②また、かこリンクへは、委託先である加古川医師会のホームページからでないと参照することができず、その内容についても、バイタルリンク、マップシステムについては、医療・介護関係者のみが利用できることとなっている。で、一般の市民が利用できるのは、介護事業所紹介と医師会HPを通じた「かかりつけ医」と「物忘れ(認知症)相談医」の一覧である。(このうち、介護事業所については、国の「介護事業所・生活関連情報検索システム」と完全に重複しており、しかも、情報量は圧倒的に少なく、かつ、すべての事業所がかこリンク参加していない。また、医療機関等についても、わざわざかこリンクを通じなくとも医師会のHPから直接アクセスできる。これらのことから、介護事業所等の紹介は国HPにリンクを張ることに留め、医療・介護関係者のプラットフォーム機能の充実と啓発研修事業の実施に特化させることにより、委託費用の低減を図るべきではないのか。</p>	<p>①かこリンクのホームページについては、ご指摘のとおり加古川市のホームページからリンクできるように改修します。</p> <p>②今後の事業推進の参考とさせていただきます。</p>	無
14	35	第2章	<p>せっかくアンケートで、「保険料と介護サービスの関係」を聴いているのだから掲載すべき。</p>	<p>アンケート結果については、資料編に記載します。</p>	有

No	ページ	該当項目	ご意見等の内容	市の考え方 (文中のページ番号は修正後のページ)	修正区分
15	43	第3章	<p>①P43 基本目標1「高齢者が自分らしく暮らせる地域づくり」は、元気な高齢者のみを想定した内容に読めます。P34の同じ項目を読むと、本市の課題の(1)の3つ目の段落に「社会参加をしたくてもできない高齢者への配慮も必要です」としながら、基本目標の中には盛り込まれていません。</p> <p>②加えて、下から4行目の文化スポーツは文化・スポーツと「・」がいるのではないのでしょうか。「・」がある部分とない部分が混在しています。(P50文化スポーツ活動への参加促進の主な取り組み状況・実績)</p> <p>③また、前回の計画にあった「世代間の交流、ボランティア」は、「など」に含まれるかもしれませんが、文言で入れた方がいいのではないのでしょうか。地域で子どもたちを見守る活動に多くの高齢者が参加して下さっています。地域で頼りにされることで、生きがいとなり、自分らしく暮らせる地域づくりに繋がると思います。</p>	<p>①地域社会への参加を促進することで、自分らしく暮らせる地域づくりに取り組むことについて、すべての高齢者を対象にすることが、この表現の中に記載されています。</p> <p>②文化・スポーツに統一します。</p> <p>③本計画においては、世代間交流、ボランティアについては、自助よりも互助の性質が強いことから、整理させていただきました。P66 基本目標2「高齢者を互いに支えあう地域づくり」の(3)地域での多様な活動機会の提供に位置づけています。なお、この取り組みにより生きがいづくり等に繋げることとしています。</p>	有
16	43	第3章	<p>同ページ基本目標2の中にある、さまざまな地域課題を「丸ごと」受け止める場の設定とは、どんなイメージでしょうか。基本目標2は、高齢者が互いに支えあう地域づくり(互助)となっており、他人事を「我が事」に変える働きかけは理解できますが、「丸ごと」受け止める場をどこが担うのでしょうか。「丸ごと」とは、「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」、相談する先がわからない場合でも「とりあえず丸ごと」を受け止める機能を作り、解決することができる地域を目指すことだと考えますが、まず受け止める場は、市の窓口や専門機関ではないでしょうか。</p>	<p>さまざまな地域課題を「丸ごと」受け止める場として、人と人、人と資源(地域団体、事業者、医療機関、学校、社会福祉協議会等)が世代や分野を超えてつながるネットワークの構築を目指しています。なお、ご指摘のとおり、最初に受け止める窓口は、民生委員・児童委員や地域包括支援センター、市役所であることが多いと思いますが、ネットワークを広げることで、早期発見・迅速な対応に繋がりたいと考えています。</p>	無

No	ページ	該当項目	ご意見等の内容	市の考え方 (文中のページ番号は修正後のページ)	修正区分
17	46	第3章	日常生活圏域を9から12とし、第8期においては定期巡回・随時対応型訪問介護看護と認知症対応型通所介護を当該圏域に1箇所ずつ設置する計画としているが、P41の図にもあるように、地域包括ケアシステムの深化・推進の核となる地域包括支援センターも圏域ごとに設けるべきではないのか。確かに、現存する地域包括支援センターの人員体制を強化し、2～3の日常生活圏域をカバーすることも考えられるが、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域(具体的には中学校区)を単位として完結することが想定されている地域包括ケアシステムのあり方として、一つの日常生活圏域に一つの地域包括支援センターを設置する方が理想的にも適合するし、高齢者にとっての利便性は高いのではないかと。少なくとも、ランチかサテライトは設置すべき。	地域包括支援センターの業務は、アウトリーチが基本にあると考えますので、人員を手厚くして集中的に業務を実施する方が、効率的・効果的であると考えます。日常生活圏域を9から12に増やしたところですが、2圏域に1つの地域包括支援センターを設置するという考え方のものと、P77～78に記載のとおり、人員や物品など必要な体制の整備を行っていきたくと考えています。	無
18	48～	第4章	すべての事業については必要ないと思うが、主な事業については目標値を設定すべきではないのか。とりわけ、介護保険事業特別会計で実施する地域支援事業については、介護保険料を財源とすることから明らかにする責務があると思料する。	事務事業評価において設定します。	無
19	51	第4章	(2)介護予防や健康づくりへの支援の1行目の「つどい」と3行目の「通いの場」の違いがよくわかりません。また、百歳体操の記載が大半を占めているところも気になります。前計画では、『地域包括支援センターと連携し、地域の高齢者サロンで健康教育、健康相談を実施している。』とあり、地域包括センターは健康づくりへの支援を継続して行っており、記載が必要ではないでしょうか。	「通いの場」について、分かりやすく修正するとともに、第2章(4)本文に説明を追加します。本市では「通いの場」の中でも特に「いきいき百歳体操」を推奨していますので、記載が多くなっておりますが、整理して記載します。地域包括支援センターの健康づくりへの支援については、本文に記載を追加します。	有
20	60	第4章	生活支援サービスシステムの整備において、前計画では『生活支援サービスを担うサポーターを養成し、サービスを提供するシニアサポート事業の実施を検討する』とありましたが、今計画には見当たりません。今後の取り組みの方向性の中で、生活支援コーディネーターが中心となり、高齢者支援のニーズとサービスをマッチングする仕組みづくりを進めていくとありますが、サービスを提供するのは誰を想定されているのでしょうか。シニアサポーターは養成されたのでしょうか。	サービスの提供者として、高齢者のみならず、さまざまな地域住民や事業者等を想定しています。このような考え方から、現行計画で想定していたシニアサポート事業については事業の実施を見送り、次期計画に記載していません。なお、ボランティアの養成は引き続き取り組みます。	無

No	ページ	該当項目	ご意見等の内容	市の考え方 (文中のページ番号は修正後のページ)	修正区分
21	63	第4章	移動手段の確保について、前計画では高齢者の免許返納に伴う外出支援策について調査研究し、本市の交通政策事業と一体的に進めるとありましたが、今計画では免許返納者の施策については触れていませんがどのように捉えればよいのでしょうか。	移動手段の確保は、運転免許返納者に限らない課題であるため、運転免許返納者の記載は当該項目から除外しました。なお、交通安全対策としての運転免許返納は重要であるので、P91において記載しています。	無
22	70	第4章	①ICT化や様式の見直し等による文書事務の負担軽減について記載すべき。 ②国の指針において、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者住宅の設置状況及び整備目標を記載することとなったことに伴い、県と連携した当該住宅に対する指導監督等について記載すべき。	①「介護に携わる人の創出、育成」に係る今後の取組の方向性(P101)に追記します。 ②本事業計画への記載は考えていませんが、本市に苦情・相談等の情報提供があれば適正なサービス提供が確保されるよう、引き続き指導権限のある県と情報共有するなど、連携した対応を図ってまいります。	有
23	71	第4章	(2)認知症施策の推進・強化についての⑤認知症バリアフリーの推進については、2018年の新オレンジプランの中で新たに盛り込まれた文言だと思っておりますが、事業・取り組みの内容の一番に、「認知症バリアフリーのまちづくりの啓発」を入れてはどうでしょうか。	認知症施策の推進については、新オレンジプランの後、2019年6月に示された「認知症施策推進大綱」に基づき、本計画の記載内容や順序を整理しました。項目No.①認知症への理解を深めるための普及啓発をはじめ、各種事業・取組を実施する中で「認知症バリアフリーのまちづくりの啓発」も含むと考えます。	無
24	81	第4章	ダブルケアやヤングケアラーの課題にも対応するよう記載してはどうか。	P85 本文に記載を追記します。	有
25	81	第4章	若年性認知症の人への支援の今後の取り組みの方向性の中に、若年性認知症の実態把握を入れてはどうでしょうか。(もし実態を把握されているなら主な取り組み状況・実績に加えて頂いたらと思います。)	本事業計画への記載は考えていませんが、医療機関や地域包括支援センター、本人・家族の会等と連携し、若年性認知症の実態を把握したいと考えています。	無
26	83	第4章	②住宅改造への支援についてですが、住宅改造と住宅改修の違いがわかりにくく、前計画では、住宅改修費の支給状況を掲載されており、平成26～平成28年の件数と、平成29年度からの件数が大きく違っている(各年約800件の差)、どれだけ進んだのかわかりにくくと思います。平成28年までは利用件数、平成29年からは助成件数となっています。	介護保険サービスである住宅改修費支給状況についても、住宅改造費助成状況と併記する形で修正します。	有

No	ページ	該当項目	ご意見等の内容	市の考え方 (文中のページ番号は修正後のページ)	修正区分
27	95	第4章	①ボランティアの育成の中で、「地域福祉リーダーの養成」があります。今後の取り組みの方向性の中で、地域福祉活動や地域コミュニティの核となり、身近な地域で福祉を担うリーダーの養成を検討しておりますが、これは地域福祉計画(案)には見当たりませんでした。前計画のシニアサポーターとは別のものだと思うのですが、地域福祉リーダーはどんなイメージでしょうか。	社会福祉協議会と連携し、身近な地域コミュニティで核となり地域の福祉を担うリーダーを養成していきたいと考えています。	無
28	97	第4章	介護報酬が示されていないことから、介護保険料(案)を示すことは困難であることは理解するが、①介護保険被保険者数、要支援・要介護認定者数の推計、②介護サービス等の見込み量の推計(施設・居住系サービスについてのみ整備目標が示されているが、これとて今後の要介護高齢者数の推移がわからないとなぜこの目標が「適切な整備量となるのか不明である。)、③所得段階設定の考え方及び当該段階別の人数については現時点において示せるはずである。加えて、第7期の期間中における介護保険事業特別会計の収支状況(令和2年度は見込み)及び介護給付費準備基金の状況(できれば、当該基金取崩しの考え方)を明らかにすべきである。	いただいたご意見については、今後の計画策定の参考とさせていただきます。	無
29	59, 94, 39	その他	2050年問題に対応するためには 【元気な高齢者が、弱者の介護を支えるシステムを強化すべし】 【在宅介護を増やさないと介護難民(800万人/全国)を援助できない】 【今の包括支援センターでは支えきれない】 高齢者でのボランティアを組織化する施策を提案している。 被支援者が ①支援費用を全額支払い可能な場合は実費を頂く。 ②支払い不可の場合は、加古川市が実費との差額を補填する。 老々介護:老介護が増加し、在宅しか居り場のない高齢者対策を社会全体で支える在宅介護システム作る必要があります。	ボランティア活動への参加意向のある高齢者のみならず、さまざまな地域住民や事業者等と協働で地域の高齢者を支えていきたいと考えています。いただいたご意見につきましては、今後の参考とします。	無